埋もれた大事件

かつては至る所に存在し誰にも知られていたが、今では誰も知らないということは、往々にしてあるものだ。かつて愛媛県の東・中予地方に普遍的に存在した「庄屋抜地」なる土地もその類であろう。

庄屋制度が廃止されたのは、一八七二（明治五）年のことだ。この時、庄屋抜地の所有者を誰とするかをめぐって、至る所で争いがまき起こったようだ。久米郡久米村北分（現在の松山市北久米）の旧庄屋乃万栄三郎は一八七八（同十一）年、「庄屋地取戻ノ裁判」を松山地裁に起こした。被告は同村の村民六十八名である。乃万は庄屋抜地は庄屋の私有地だと主張し、村民側は、これは庄屋という役目に付与されたいわば給料のようなものだから村民の共有地とすべきだ、と主張した。第一審は被告が、そして控訴審は原告が勝訴したが、大審院までもつれ込み、最終的には被告村民側が勝訴した。

伊予郡横田村（松前町横田）事件の場合は、さらにもつれた経過をたどった。原告は旧庄屋水口新太郎、被告は同村惣百姓六十一名であった。大審院でも決着がつかず、東京上等裁判所へ差し戻し、再度の大審院を経験した。判決の勝敗も転々とし、最後は「双方負け」という意外な結末になった。

松山地裁所蔵の膨大な「判決原本」を調べていると、このような庄屋抜地を争った訴訟事件が明治九年から十七年までの間に計十七件発見することができた。事件の舞台は、旧松山藩および今治藩領に限定されている。第一審の原告はすべて旧庄屋である。被告は村民側で、事件ごとに異なるが、だいたい五十名から二百名、最も多い場合は四百二十八名が訴訟に参加している。ほとんどは一審では終わらず、控訴審・大審院にまでもつれこむという大規模な争いだった。

ところが、私が裁判記録でこれら事件を発見するまで、庄屋抜地をめぐる一連の訴訟事件に言及した文献は全く存在しなかった。不思議なことと言わねばならない。それにしてもなぜこの土地は、庄屋「抜地」とよばれたのだろうか。その背後には、江戸時代松山・今治両藩に存在した割地制度が関係していた。